平成２９年（フ）第６８号
熊本県天草市牛深町1550番地の82
破産者　有限会社オーシャンブレス
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５号
宮崎県延岡市別府町3928番地１
破産者　株式会社リフェイス
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市中山町1656番地
破産者　上村　眞弓
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５０号
神奈川県逗子市久木４丁目17番47号　ガーデンハウス102号室
破産者　小川　実香
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５８０号
北九州市小倉北区常盤町２番14―104号
破産者　藤原　　愛
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５８号
埼玉県熊谷市新堀728番地１
破産者　西川　彰夫
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２６６号
埼玉県東松山市大字松山2617番地１　県営岩花団地１―202
破産者　新島　藤江
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１９０号
神奈川県座間市座間２丁目757番地の26
破産者　江口　高行
成年後見人　江口　正子
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５７号
相模原市南区相武台３丁目21番11号　キャッスルマンション相武台305号
破産者　石川　浩透
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４０４号
相模原市南区南台２丁目５番14号　みすきゃんさす501号
破産者　金子　聖治
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２７号
静岡県富士市津田町154番地　シンセア津田Ｃ―201号、開始決定時の住所相模原市南区東林間１丁目10番11―103号
破産者　西俣　幸一
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４９号
北九州市八幡西区沖田２丁目17番９―201号（シャトレ新高Ⅱ）、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区永犬丸３丁目16番20号
破産者　吉岡　由美
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４２４号
北九州市八幡西区沖田２丁目17番９―201号（シャトレ新高Ⅱ）、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区永犬丸３丁目16番20号
破産者　吉岡　孝広
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４０号
佐賀県伊万里市山代町久原1535番地１
破産者　松尾美由紀
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１６６３号
札幌市白石区東札幌６条５丁目２番36号　コーポ王将７号
破産者　井上　雅貴
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９９号
札幌市西区西野３条７丁目１番46号　山の手アヴェニュー西野102号
破産者　齋藤　裕樹
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
仙台市青葉区作並字湯ノ原28番地の１　グリーングリーン女子寮313、開始決定時の住所仙台市太白区長町１丁目２番34―202号
破産者　浅野きよ子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
宮城県多賀城市大代５丁目16番26号　レジデンスホンゴーⅡ101号、従前の住所仙台市泉区泉ケ丘５丁目５番30号　横田ビル２Ｆ
破産者　澤田　明広
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係